

令和3年10月1日（金）から

秋田県の最低賃金が変わります。

1時間あたり (30円引き上げられ)

 **822円に!**

秋田県内すべての労働者に適用されます。

次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (3) 1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (4) 時間外、休日及び深夜労働に対する賃金



ご存知ですか？

- ※ 最低賃金制度は、国が最低賃金法に基づいて賃金の最低額を定め、使用者は、これ以上の賃金を労働者に支払わなければならないとするものです。
- ※ 今回改定された秋田県最低賃金は、県内の事業所に雇用される全ての労働者に適用される地域別最低賃金です。
- ※ 最低賃金は、臨時職員、パートタイマー、アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。
- ※ 日給や月給等の場合についても最低賃金は適用されますので、時間額に換算して最低賃金と比較します。
日給額 ÷ 1日の所定労働時間数 月給額 ÷ 1か月の平均所定労働時間数
- ※ 使用者の方は、上記最低賃金を下回る金額で労働者を使用すると最低賃金法違反となります。

【問合せ先】秋田労働局賃金室（018-883-4266）又は最寄りの労働基準監督署

最低賃金を引き上げた中小企業における 雇用調整助成金等の要件緩和について

概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業（1/40未満）も対象。

例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合も対象

$4 \text{人日 (休業)} / 200 \text{人日 (10人} \times 20\text{日)} = 1/50 < \text{休業企業規模 (1/40)}$

- ① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。）であること。
- ② 事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

※令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要があります。

※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

申請手続等

- 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。
- 緊急雇用安定助成金は、休業に対する助成となります。（教育訓練や出向は対象になりません。）
- 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等については8月中にお知らせします。
- 申請様式は9月以降にホームページで公開する予定です。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL030806企01